

コンタクトレンズ検査料のご案内

- 当院は「コンタクトレンズ検査料1」の施設基準に適合している旨
関東信越厚生局長へ届け出を行っております。

コンタクトレンズ診療に係る点数は以下の通りです。過去にコンタクトレンズ検査料が算定されている場合は、再診料が算定されます。

- 初診料 291点
外来診療料(再診料)76点
コンタクトレンズ検査料1 200点
- 診療医師名 : 高橋 宙
眼科診療経験17年(2025年4月現在)

※ご不明な点はお気軽にご相談ください。